a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C "sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.

⑺　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs.

⑻　Time-limit for tender : 12 : 00 noon March 3, 2023.

⑼　Contact point for the notice : NAKA Daiki, Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 3981

○第４号（№４）

ただし、令和５年度予算成立を条件とする。

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　外務省本省庁舎で使用する電気の供給一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　供給期間　令和５年４月１日から令和６年３月31日

⑸　需要場所　外務本省

⑹　入札方法　入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、当省が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の総価を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　本調達は、「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札及び書類の提出を「紙」にて行うものとする。

２　競争参加資格

⑴～⑷は、第２号の２⑴～⑷に同じ。

⑸　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑹　その他、予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑺　入札説明書の交付を受けた者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　髙橋　魁音　電話03―3580―3311　内線3980

⑵は、第２号の３⑵に同じ。

⑶　入札書の受領期限　令和５年３月８日午後５時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。

⑷　開札の日時及び場所　令和５年３月10日午前10時00分　外務省入札・開札室

⑸　問い合わせ先

入札手続関係：上記３⑴に同じ。

仕様関係：外務省大臣官房会計課管理室　田中　雅浩　電話03―3580―3311　内線2800

４は、第２号の４に同じ。

５　Summary

⑴, ⑵　The same with Notice above (No. 2)

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Supply of electricity, 1 set.

⑷　Delivery period : From April 1, 2023 through March 31, 2024

⑸　Delivery place : Ministry of Foreign Affairs.

⑹　①, ②, ③The same with Notice above (No. 2) ; ④have not received suspension of designated contractor status, etc. from Ministry of Foreign Affairs (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity) ; ⑤have registration of the retail electricity company in accordance with Article 2―2 of the Electricity Utilities Industry Law ; ⑥be satisfied with the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order ; ⑦be a person who took a grant of a tender document.

⑺　The same with Notice above (No. 2)

⑻　Time-limit for tender : 5 : 00 p.m. March 8, 2023.

⑼　Contact point for the notice : TANAKA Masahiro, Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 2800

○第５号（№５）

ただし、令和５年度予算成立を条件とする。

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　外務省研修所他で使用する電気の供給一式

⑶, ⑷は、第４号の１⑶, ⑷に同じ。

⑸　需要場所　外務省研修所他（飯倉別館、麻布台別館、船橋分室）

⑹, ⑺は、第４号の１⑹, ⑺に同じ。

２　競争参加資格

⑴～⑷は、第２号の２⑴～⑷に同じ。

⑸～⑺は、第４号の２⑸～⑺に同じ。

３　入札書の提出場所等

⑴は、第４号の３⑴に同じ。

⑵は、第２号の３⑵に同じ。

⑶は、第４号の３⑶に同じ。

⑷　開札の日時及び場所　令和５年３月10日午前11時00分　外務省入札・開札室

⑸は、第４号の３⑸に同じ。

４は、第２号の４に同じ。

５　Summary

⑴, ⑵　The same with Notice above (No. 2)

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Supply of electricity, 1 set.

⑷　The same with Notice above (No. 4)

⑸　Delivery place : The place will be specified later.

⑹～⑼　The same with Notice above (No. 4)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年１月11日

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長　金森　　敬

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

○第１号（№１）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量

国有財産情報公開サブシステムにおける設計・開発・運用等業務　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　令和５年４月３日から令和10年３月31日までの間。

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。